○文部科学省告示第二十四号

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）第三条の規定により、平成二十九年二月二十八日をもって次の職業実践専門課程の認定を取り消したので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二十八日　　文部科学大臣　松野　博一

平成二十八年四月一日から専修学校の専門課程における職業実践専門課程が廃止されたと認めたもの

都道府県	専修学校名	課程名	昼夜の別	修業年限
岩手県	専門学校　盛岡カレッジ　オブ　ビジネス	商業実務専門課程　会計ビジネス科	昼間	二年
山形県	専門学校　山形Ｖ．カレッジ	衛生関係専門課程　美容科	昼間	二年
新潟県	新潟コンピュータ専門学校	工業専門課程　インターネットクリエーター科	昼間	三年
京都府	京都栄養医療専門学校	商業実務専門課程　医療秘書科	昼間	二年
沖縄県	学校法人湘央学園浦添看護学校	医療専門課程　２年課程（全日制）第二看護学科	昼間	二年

平成二十八年九月一日から専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条に掲げる要件に適合しなくなったと認めたもの

都道府県	専修学校名	課程名	昼夜の別	修業年限
北海道	日本工学院北海道専門学校	工業専門課程　建築学科	昼間	二年

○文部科学省告示第二十五号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、次の専修学校の専門課程を、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めたので、同規程第四条第一項の規定に基づき告示し、この告示の日以後に当該課程を修了した者について適用する。

平成二十九年二月二十八日　　文部科学大臣　松野　博一

平成二十八年四月一日に変更のあったもの

位置	変更前		変更後	
	専修学校名	課程名	専修学校名	課程名
群馬県	太田情報商科専門学校	商業実務専門課程　総合学科（４年制）	太田情報商科専門学校	教育・社会福祉専門課程　総合学科（４年制）
東京都	日本デザイン専門学校	デザイン専門課程　絵本学科	日本デザイン福祉専門学校	デザイン専門課程　絵本学科
		デザイン専門課程　コミックアーツ学科		デザイン専門課程　コミックアーツ学科
		デザイン専門課程　美術学科		デザイン専門課程　美術学科
静岡県	国際ことば学院外国語専門学校	文化教養専門課程　東アジア言語学科マルチリンガル養成コース	国際ことば学院外国語専門学校	文化教養専門課程　東アジア言語学科マルチリンガルイノベーションコース

位置	専修学校名	課程名
群馬県	フェリカ建築＆デザイン専門学校	工業専門課程　建築デザイン科
東京都	首都医校	医療専門課程　高度専門看護学科
	専門学校東京工科自動車大学校品川校	工業専門課程　１級自動車整備科
神奈川県	専門学校国際新堀芸術学院	文化教養専門課程　音楽芸術学科（４年制）
新潟県	伝統文化と環境福祉の専門学校	文化・教養専門課程　陶芸デザイン学科
	新潟デザイン専門学校	文化・教養専門課程　クリエイティブデザイン科
静岡県	辻村和服専門学校	服飾・家政専門課程　高等師範科
	沼津情報・ビジネス専門学校	専門課程（工業）　高度ＩＴビジネス科
愛知県	名古屋医専	医療専門課程　高度専門看護学科
	ＨＡＬ名古屋	デジタル専門課程　アニメ・イラスト学科
大阪府	大阪医専	医療専門課程　高度専門看護学科
徳島県	ブレーメン愛犬クリエイティブ専門学校	文化教養専門課程　ペットマイスター学科
福岡県	専門学校久留米自動車工科大学校	工業専門課程　一級自動車工学科
沖縄県	尚学院国際ビジネスアカデミー	文化・教養専門課程　公務員・教養本科（４年制）

○文部科学省告示第二十六号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、次のとおりその名称に変更があったので、同規程第四条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二十八日　　文部科学大臣　松野　博一